
令和7年大和町議会7月随時会議会議録

令和7年7月9日（水曜日）

応招議員（16名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	1 0 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	1 1 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	1 2 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	1 3 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	1 4 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	1 5 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	1 6 番	今 野 善 行 君

出席議員（16名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	1 0 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	1 1 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	1 2 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	1 3 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	1 4 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	1 5 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	1 6 番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
教 育 長	八 卷 利栄子 君	都 市 建 設 課 長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	村 田 充 穂 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	総 務 課 危機対策室長	甚 野 敬 司 君
子 ども 家 庭 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君	商 工 観 光 課 企業立地推進 室 長	星 正 己 君
健康推進課長	大 友 徹 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	村 田 充 穂	主 任	櫻 井 郁 也
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 11 時 18 分 開 会

議 長 （今野善行君）

皆様、おはようございます。

会議の前に申し上げます。

ご案内のとおり10月末までのクールビズ実施期間中でございます。本議会期間中は、上着を脱ぐなど暑さをしのぎやすい服装で差し支えありません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

ただいまから令和7年大和町議会7月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番今野信一君、11番渡辺良雄君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 （今野善行君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日期間のみにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日間のみに決定しました。

「諸般の報告」

議 長 （今野善行君）

これから諸般の報告を行います。

先般6月定例会議において報告のありました繰越明許費繰越計算書大和町一般会計予算の訂正について、町長より資料の一部を訂正したい旨の申出がありましたので、ここで訂正の説明を求めます。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 （佐々木克敏君）

では、私のほうから説明させていただきます。お時間をいただきましてありがとうございます。

令和7年6月2日、6月定例会の冒頭にて報告させていただきました諸般の報告の一部に誤りがありましたので訂正をお願いするものであります。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書の訂正についてであります。

令和6年度大和町一般会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

資料2ページをお願いいたします。

さきに報告いたしました繰越し事業全16事業のうち、金額に誤りがありました事業は、下から2事業目、9款2項小学校空調施設整備事業です。また訂正箇所は、中央にあります翌年度繰越額の欄と、一番右側にあります一般財源の欄の金額となります。

まず、翌年度繰越額については、前回1億6,282万9,000円と記載しておりましたところ、正しくは1億3,884万1,000円でございます。また、併せまして一般財源の額1億5,169万3,000円と記載しておりましたが、正しくは1億2,770万5,000円でございます。

こちらにつきましては、令和6年度中に契約いたしました宮床小学校、吉田小学校、落合小学校、鶴巣小学校の4契約のうち、2契約については既に前払い金を支出済みであったところ、誤って令和7年度への繰越額の中に同前払い金分を再計上したことによるものでございました。

今後、資料作成に当たりましては十分に注意を払い、精査を行ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

議 長 （今野善行君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「報告第17号 専決処分の報告について（令和7年度大和町一般会計補正予算）」

日程第4「報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議 長 （今野善行君）

日程第3、報告第17号 専決処分の報告について（令和7年度大和町一般会計補正予算）から日程第4、報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 （佐々木克敏君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。併せまして、別冊の一般会計歳入歳出補正予算準備事項説明書（専決第1号）につきましても準備をお願いいたします。

報告第17号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

ページの中程、専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和7年6月16日でございます。

2ページをお願いいたします。

令和7年度大和町一般会計補正予算（専決第1号）でございまして。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、第1項といたしまして、歳入歳出それぞれ1,512万4,000円を追加し、予算の総額を143億5,189万7,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、議案書3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第1号）の3ページをお願いいたします。

初めに歳入であります。

3ページの1款1項2目法人につきまして、財源の調整により1,512万4,000円を増額するものです。

歳入は以上でございます。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして歳出でございます。

10款2項2目河川災害復旧費の12節でございます。

今回の専決につきましては、令和7年5月31日の豪雨により被災しました準用河川山田川、湯名沢川2河川につきまして、国の災害査定申請のための現地測量及び実施設計等を行うための業務委託料でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

報告第18号 損害賠償の決定について、総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長（児玉安弘君）

議案書の4ページをお願いいたします。

報告第18号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することについて別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

5ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

1、専決処分事項でございます。

地方自治法第96条第1項第12号及び13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務

に属する賠償補償につき、1件50万円以下の範囲内において、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることとございます。

2の相手方につきましては記載のとおりでございます。

3、事故の概要でございます。

令和7年4月18日午前9時40分頃、大和町吉岡字上町45番地において、職員が公用車を駐車場から出るために左側へ行進し、右回り前進で展開した際に公用車の右隣に駐車していた相手方自家用車に接触をさせ、相手方自家用車の後方左側及び公用車前部を損傷させたものでございます。

4、損害賠償額につきましては30万1,059円でございます。

5の和解の内容でございます。

過失割合を町が10割とし、町は相手方に対し30万1,059円の支払い義務があることを認め、これを支払うものでございます。また、町と相手方の両当事者は、本件について今後は裁判上、裁判外を問わず、一切異議申立て、請求を行わないことを両方で確認し、和解することとしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で報告第17号から報告第18号までを終わります。

日程第5「議案第60号 令和7年度大和町一般会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第5、議案第60号 令和7年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長（佐々木克敏君）

では、続きまして議案書の6ページをお願いいたします。併せまして、別冊の令和7年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第5号）につきましても準備をお願いいたします。

令和7年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ1億227万

9,000円を追加いたしまして予算の総額を144億5,417万6,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、別冊の事項別明細書（第5号）の3ページをお開き願います。

歳入についてであります。

1款1項2目法人につきまして、財源の調整により1億227万9,000円を増額するものです。

歳入は以上でございます。

議長（今野善行君）

税務課長青木 朋君。

税務課長（青木 朋君）

続きまして、歳出でございます。

2款総務費2項町税費2目賦課徴収費は法人町民税に関するもので、法人から提出されました申告内容に誤りがあり、地方税法の規定に基づく更正の請求の提出がございましたことから今後還付が必要となるものでございます。その費用を追加でお願いするものでございます。

概要につきまして、大変恐れ入りますが、税務課から提出しております別冊の議案説明資料、議案第60号関係によりご説明をいたします。お手元にご準備をお願いいたします。

説明資料1ページをお願いいたします。

1の補正予算額につきましては、記載の科目のとおりとなり、還付金といたしまして7,524万2,000円を追加でお願いするものでございます。

2の補正の理由等でございます。

今回の補正予算につきましては、法人町民税、法人税割額に係ります還付金になり、概要等でございますが、町内に事業所を有する法人1社からこれまで町に提出しておりました法人町民税の申告内容に誤りがあり、地方税法の規定に基づく更正の請求の提出がありましたので今後還付をする必要があるものでございます。

今回、当該法人が誤ってしまったという内容につきましては、法人町民税の税額算定におきまして、計算の基礎となります課税標準額は国税の法人税額を基本としておりますが、その法人税の算定時に税額から一部控除されております外国税額、それか

ら試験研究費等を控除する前の金額で算定することとなっております。しかし、当該法人は、法人町民税の算定におきまして、本来控除することができました復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、以下、復興特例と申しますが、その金額も外国税額等と同様に控除する前の法人税額により計算をしてしまい、過大に申告し納付をしていたというものでございます。

なお、更正の請求は、納税者が自ら行いました税金の申告内容に誤りがあったことを発見した場合、正しい内容に更正することを求める手続になり、申告期限から5年以内に請求することができることになっているものでございます。

下の図は、左側の例が正しい計算例となり、右側の例が今回、法人が行った計算誤りの例となります。

原因等でございますが、法人のほうに確認を行いましたところ、法人としての認識誤りであったこと、それから、当該法人が従来使用していたシステムがこの復興特例を控除することに対応していなかったため、これまで法人として気づくことができなかったというものでございました。

還付の内容でございます。

更正の請求がありました令和2年3月決算期から令和6年3月決算期に係る5年間の総額で7,524万1,400円となるものでございます。

なお、還付加算金につきましては発生しない予定でございます。

また、本町以外にも県外に事業所を有している法人でございますので、事業所が所在いたします自治体のほうでも今後還付をする予定となっているところでございます。

以上が概要となります。

それでは、事項別明細書3ページを再度お願いいたします。

歳出の2款2項2目賦課徴収費22節は、説明の法人に対する還付金といたしまして7,524万2,000円を追加でお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長（菊地康弘君）

続きまして、9款2項3目施設整備費でございます。

こちらは、小学校維持管理費といたしまして吉岡小学校の定期点検等に係る予算をお願いするものでございます。

12節でございますが、吉岡小学校と体育館が2階の連絡通路でつながっており一体の建築物となります。その結果、総延べ床面積が8,934平米となるものです。学校の場合、延べ床面積が8,000平米を超えますと、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、通称ビル管理法によりまして特定建築物の扱いとなります。

なお、建築確認につきましては令和5年度に宮城県の審査機関に申請しており、審査機関が面積等を確認いたしまして保健所に通知することとなります。その結果、建築確認は問題がなく許可をいただいております。

ただし、吉岡小学校がビル管理法に基づく特定建築物となりましたので法に基づく維持管理の義務が生じました。具体には、特定建築物環境衛生管理技術者を業務委託により配置することとなります。

また、調査の内容につきましては、1つ目に二酸化炭素などの空気環境測定業務、2つ目に水質検査などの給水装置維持管理業務、3つ目にネズミ対策などの防鼠・防虫業務、4つ目に窓ガラス清掃などの定期清掃業務を実施いたしまして、保健所に届けるものでございます。

この予算といたしまして271万7,000円の追加をお願いするものでございます。

概要につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 （佐々木克敏君）

続きまして、11款1項1目元金につきましては、減収補填債において過大借入れとなったために繰上償還を行う必要が出てきたことから2,432万円を追加計上を行うものでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第60号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

では、歳出の9款2項3目、今、業務委託ということでございました。これ本来で

あれば、3月あたりにもう予算に入ってやっておかなきゃいけなかったやつだと思うんですけども、この原因をどこにあるか、補正を組まなきゃいけなかったんですよ、簡単に言うとね。そういう意味では、業者にあったのか、それとも町が確認を忘れていたのか、その辺どのようにお考えなのかを1つと、それから、学校とかってやっぱ50年に1回、60年に1回しか建てないのでなかなか難しいところもあるんですが、将来的にこういうことがないように引継ぎというんですかね、どういうふうに、恐らくここにいる方々、50年後、60年後、誰もいないですから、それをどういうふうに取り継ぐのかというのをお尋ねしたいと思います。

2点、お答えください。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。

本来であれば、馬場議員ご指摘のとおり、当初予算または12月の債務負担行為で予算をいただきまして、3月中または4月早々に契約をしまして、4月時点から直ちに調査を行う必要がございました。

その原因につきましては、確認したところ、業者のほうでも建築確認でこの特定建築物関係の内容については建築審査のほうから保健所に回るということは確認していたようなんですけども、特定建築物になった場合、このような調査を行うということについてまでは存じあげていなかったというような内容でございました。町につきましても、その部分について、これまで吉岡小学校については8,000平米以下の建物でございまして、今回、体育館が入ってしまったために8,000平米を超えてしまいました。これが、例えば建築確認時にそれぞれ体育館と校舎のほうを別々に分けていれば、これは特定建築物には該当はしていなかったところでございました。その部分、業者も町もその部分を承知していなかったという状況があったものでございました。

今後、これから50年先の部分につきましては、私も残っていないと思いますので、今後の業務の仕様書のほうにしっかり今後必要になる業務について内容を確認して、その部分を町のほうに協議することということを明記することを続けるようにさせていただくことも考えてございました。

回答につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

馬場良勝君。

9 番（馬場良勝君）

なかなか職員がそこまで確認するというの難しいかと思うんですよ。そういう意味では、やっぱり業者さんなりからご指摘をいただくとか、または以前もいろんなことがあってマニュアルみたいなのをつくってますよね、役場のほうで。契約のときはこれを必要、これを必要というのはあるはずなんですよ。その更新もしていかなきゃいけないと思いますし、やっぱり職員足りないのもあるんだと思いますけれども、後からこういうね、もう学校供用してますから、本来であれば最初に、課長おっしゃるようにやっておかなきゃいけなかったんですよ。ですから、しっかり今後も、今後と
うか、この後ね、町として何か建てる場合もあるでしょうから、そういう意味ではきちっと手順をつくっておくというのも大事かと思うんですけども、いま一度ご答弁を。

議長（今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長（菊地康弘君）

では、馬場議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、このようなことがございましたので、これを反省いたしまして、これまで各契約のマニュアルとかつくってきておりました。その部分等にも明記をさせていただいて、または、先ほど申しましたとおり業者さんのほうに対して細かくこういうものは町に対してしてくださいということでの指導、あとは明記のほうを文書で言って、今後、引き続きそういうのを残していくように考えたいと考えました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

よろしいですか。ほかにございませんか。4 番平渡 亮君。

4 番（平渡 亮君）

吉岡小学校の建設に関しては、補正なりでどんどんいろんなことが出てきて、最終的に出来上がった後にまたこういうことがあるということを考えたときに、同僚議員からもありましたが、職員の責任というよりは、その業者に対して、今回新たにこういう問題が出てきたときに対して全て町が負担していかなきゃいけないことなのか、それとも、手落ちが先方にあったと思いますので、それに対しての町としての交渉じゃないですけども、そういうことができないのかどうか。全てにおいて、はっきり言いますけれども、やっぱりプロに頼んでプロに建ててもらって、こちらとすれば依頼主なわけじゃないですか。それがこっちが全部かぶっていくというのが、ずっとこう見させていただいたときに、ちょっと強気に出てもいいんじゃないかなと思うところはありますけれども、その交渉ができるかどうか確認させてください。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）

それでは、平渡議員のご質問にお答えいたします。

相手方に、業者さんのほうに責任があった場合ということでございますが、これが法的に違反しているものであれば、町は当然、業者さんのほうに請求または指名停止等の処分を求めまして、そちらのほうは償っていただくこととなります。

ただ、今回の部分につきましては、設計会社がA社、今回、あと施工管理会社がB社とそれぞれ違っていたという状況もございまして、今回、工事のほうの施工管理のほうではちゃんとしていただいたんですけども、そちらのビル管理法によります定期点検等の費用ですか、そちらについてはこちらのほうにお話があれば本当によかったんですけども、そういうものがなかったということで法的な責任まではちょっと追及できないのかなというふうにちょっと考えておりました。ただ法的な問題があれば、当然、業者さんのほうにペナルティーのほうは課させていただくこととなります。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

平渡 亮君。

4 番 （平渡 亮君）

小学校ってやっぱり大事な子供たちが生活するところで、やっぱりちょっと不安が今後また出てくるんじゃないかなという疑心暗鬼になってしまうところがあると思います。

その業者様に関しましては、しっかり選定なり、言葉をしっかり指導していただいて、今後何かあった場合にということも含めた上で、これから次も、例えばそういう業者さんのお仕事とかにもつながってくると思うんですけども、入札のときにやっぱりそういうポイントなりで減点するなり、しっかりと厳しい対応を町としてしていけないと、これからやっぱり、同僚議員もおっしゃいましたが、建物を建てる時にどうしても厳しい町であるというイメージというのをしっかり大事だと思いますので、しっかりとそういうところをやっていただければと思います。返答は要らないです。

議 長 （今野善行君）

ほかにありませんか。6 番森 秀樹君。

6 番 （森 秀樹君）

では、事項別明細書の 3 ページ、2 款 2 項 2 目の還付金についてお伺いいたします。

ちょっと説明をいただいていたのかもしれないんですけども、私の聞き漏れだったら大変申し訳ないんですけども、いつその還付の申告があった日付、はっきり分かっていたらお教えてください。

議 長 （今野善行君）

税務課長青木 朋君。

税務課長 （青木 朋君）

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。

こちらの更正の請求があった日付でございますが、5 月 30 日時点で更正の請求が出ております。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

森 秀樹君。

6 番 (森 秀樹君)

法人税、法人町民税の支払い期限が2か月後だったんで、本当にぎりぎりのタイミングだったというのが今分かりましたので理解いたしました。

以上です。

議長 (今野善行君)

ほかにありませんか。よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第61号 令和7年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長 (今野善行君)

日程第6、議案第61号 令和7年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。

令和7年度大和町吉田財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ118万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を722万7,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正に

よるものであります。

それでは、別冊の事項別明細書の 7 ページをお開き願います。

歳入についてであります。

4 款諸収入 1 項 1 目森林研究整備機構支出金につきまして、同機構からの支出金といたしまして118万3,000円を追加計上いたすものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2 款総務費 1 項 3 目森林研究整備機構分収造林管理費におきましては、14節工事請負費に先ほど歳入でご説明いたしました118万3,000円を計上いたすものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第61号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 6 2 号 令和 7 年度道路改良工事（町道吉岡東 1 号線）請負契約について」

議 長 （今野善行君）

日程第 7、議案第62号 令和 7 年度道路改良工事（町道吉岡東 1 号線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

議案第62号 令和7年度道路改良工事（町道吉岡東1号線）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1、契約の目的は、令和7年度道路改良工事（町道吉岡東1号線）でございます。

2、契約の方法は、一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式）による請負契約でございます。

3、契約の金額は4,598万円、うち消費税が418万円でございます。

4、契約の相手方は、黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地の22、大和建设株式会社でございます。

それでは、別冊の議案第62号関係資料の1ページをお願いいたします。

入札の状況でございます。

1、入札の方式は、記載の総合評価落札方式により実施いたしました。

2、入札参加資格は、記載の（1）から（6）の項目のほか（7）で、大和町入札参加資格承認時点で土木一式工事の格付がB級、総合評定値700点以上であることといたしました。

3、総合評価項目及び落札候補者の決定基準等につきましては、（1）総合評価落札方式におきます落札者決定基準によりますほか、（2）記載の要件を満たす施工実績を有することといたしました。

次に、4、入札の方法は記載の方法で行いました。

資料2ページをお願いいたします。

5、落札者の決定は、入札価格が予定価格以下で入札したもののうち、総合評価の最も高いものを落札者とすることといたしました。

6、入札参加者につきましては記載の5社に参加いただきました。

7、入札及び総合評価の結果でございます。

（1）は令和7年6月26日執行の入札調書でございます。

工事の予定価格は5,888万3,000円、低入札調査基準価格は5,008万4,000円。入札の結果、最低応札者の額が低入札調査基準価格を下回り、落札保留としたものです。

（2）この結果、価格順位第1位の応札者であります大和建设株式会社から、令和

7年7月1日に積算内容等について事情聴取を行い、同年7月3日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおり履行可能か審査を行いました。

低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査委員会では、記載の9項目のほか、その他基準に照らし合わせ審査を行い、その結果、履行可能と判断をいたしました。

以上の結果、価格順位第1位の応札者の価格評価点は29.01点、価格以外評価点16点を合わせました評価点は45.01点で、評価点第1位となりました大和建设株式会社を落札者に決定し、同年7月3日に仮契約を締結をいたしました。

3ページをお願いいたします。

契約の内容でございます。

請負代金額は4,598万円、消費税を除いた金額4,180万円でございます。

契約相手方は、黒川郡大和町吉岡字天皇寺184番地の22、大和建设株式会社でございます。

次に事業の概要でございます。

1、施行場所は大和町吉岡東2丁目地内。

2、完成工期は令和8年3月10日を予定しております。

3、工事概要は、施工延長L＝233.8メートル、幅員W＝12.0メートル、以下、記載の工事内容となっております。

次に、資料4ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、資料5ページは計画平面図及び標準断面図を記載してございまして、平面図の赤色着色部分が今回整備する区間及び内容でございます。

以上が議案第62号 令和7年度道路改良工事（町道吉岡東1号線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第62号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議発第1号 大和町議会史編集に関する調査特別委員会の設置について」

議 長 （今野善行君）

日程第8、議発第1号 大和町議会史編集に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

12番 槻田雅之君。

12番 （槻田雅之君）

それでは、説明いたします。

議発第1号 大和町議会史編集に関する調査特別委員会につきまして、別紙のとおり大和町議会会議規則第14条第2項の規定により、設置を提案させていただきます。

2ページ、別紙をお願いいたします。

大和町議会史編集に関する調査特別委員会について、次のとおり地方自治法第109条第1項及び大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、特別委員会を設置するものです。

名称は大和町議会史編集に関する調査特別委員会、設置の目的は大和町議会70年史編集に関する調査に関することとございます。委員定数は6名とし、設置期間は当該調査が終了するまでとし、休会中もなお調査することができるものといたします。その他といたしまして、議会史につきましては平成16年まで発刊を行っておりますことから、平成17年以降について調査を行うものでございます。以上で提案に関する説明とさせていただきます。

以上で終わらせていただきます。

議 長 （今野善行君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議発第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「大和町議会史編集に関する調査特別委員会委員の選任について」

議 長 （今野善行君）

日程第9、大和町議会史編集に関する調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置されました大和町議会史編集に関する調査特別委員会の委員の選任については、大和町委員会条例第7条第3項の規定により、4番平渡亮君、6番森 秀樹君、8番犬飼克子さん、11番渡辺良雄君、13番堀籠日出子さん、15番児玉金兵衛君、以上の6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり大和町議会史編集に関する調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。休憩中に調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

午後0時00分 休 憩

午後0時09分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

大和町議会史編集に関する調査特別委員会の委員長、副委員長が選任されたので報告します。

大和町議会史編集に関する調査特別委員会の委員長に堀籠日出子さん、同じく副委員長に平渡 亮君、以上のとおり選任されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年大和町議会7月随時会議を散会とし、休会とします。

大変お疲れさまでした。

午後0時10分 散 会